

道路占用料条例別表

旭川市道路占用料条例改正前別表（令和3年3月31日まで）

旭川市道路占用料条例改正後別表（令和3年4月1日から）

占用物件		単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	560		
	第2種電柱		860		
	第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		500		
	第2種電話柱		800		
	第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		50		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類			3	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	490	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	300	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,000	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		
外径が1メートル以上のもの	600				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		
	地下に設ける通路		610		
	その他のもの		1,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	20		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	
		その他のもの	片面に表示するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,000
			2面以上に表示するもの		1,400
	巻き付けるもの		700		
	標識	1本につき1年	800		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	
その他のもの		1本につき1月	200		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	100			
上記以外の工作物、物件又は施設			市長が別に定める。		

占用物件		単位	占用料（円）		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510		
	第2種電柱		790		
	第3種電柱		1,100		
	第1種電話柱		460		
	第2種電話柱		730		
	第3種電話柱		1,000		
	その他の柱類		46		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類			3	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	450	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	270	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	910	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			380	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270		
外径が1メートル以上のもの	550				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	910			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	930		
	地下に設ける通路		560		
	その他のもの		910		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	
		その他のもの	1面に表示するもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
			2面以上に表示するもの		1,330
	巻き付けるもの		665		
	標識	1本につき1年	730		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	
その他のもの		1本につき1月	190		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	91			
上記以外の工作物、物件又は施設			市長が別に定める。		